

「議員出前講座」（学校派遣）実施要領

1 目的

身近でわかりやすい県議会を実現するため、児童・生徒・学生を含めた県民に対して、県議会の仕組みや役割、議会の最近の話題について説明し、質疑応答を行う。これにより、県議会に対する親近感を醸成するとともに、児童・生徒・学生においては将来の住民自治を担う県民としての意識の涵養に寄与する。

2 派遣先

県内の各種団体、小学校、中学校、高等学校及び大学等とする。

3 実施

各種団体においては各種団体が行う研修等の一環として実施し、学校においては教育の一環として実施する。

4 テーマ

(1) 県議会の役割や最近の話題

大分県の予算や条例等が決まるまでの県議会の仕組み、県議会議員の役割、請願や陳情の意義、議会改革の取り組みなど。

(2) その他申し込みがあったテーマで、県議会として対応可能なもの。

5 講師

原則として、県議会広報委員会に属する議員または広報委員会に属する議員が推薦する議員2名とする。

6 実施方法

(1) 時間は、原則として一時間程度とする。ただし、各種団体及び学校から別途要望があった場合は、可能な限りで対応する。

(2) 実施を希望する各種団体及び学校は、原則として、実施希望日の2か月前までに議会事務局あてその旨を連絡し、あわせて、実施希望日の3週間前までに申込書（様式1）を提出するものとする。

(3) 議会事務局は申込書（様式1）を受理後、実施日の2週間前までに決定通知（様式2）を行う。

(4) 講師は終了後、実施報告（様式3）を議長に提出する。

7 派遣に伴う経費

(1) 講座の場所は、各種団体の施設または学校施設とし、その他の会場を利用することも可能とするが、その場合は、申込者が準備し、その費用も負担する。

(2) 必要機材については、双方話し合って準備するものとする。

(3) その他派遣に伴う経費（交通費、謝金等）及び資料（有料資料を除く。）については県議会事務局が負担する。

8 その他

事業実施について、要領に定めのない事項は別に定める。

平成20年6月30日制定

平成21年6月26日一部改正

平成28年4月21日一部改正

令和3年4月13日一部改正

令和3年5月14日一部改正